

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月2日 20時30分ごろ
発生場所	福岡県北九州市馬島北西方沖 馬島港西防波堤灯台から真方位337° 863m付近 (概位 北緯33° 58.3′ 東経130° 51.0′)
事故の概要	プレジャーボート光龍丸は、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 光龍丸、5トン未満（長さ6.27m）
船舶番号、船舶所有者等	290-32378福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に破損、プロペラ軸に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時24分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、西南西進中、船長が、馬島北西側の干出岩付近の浅所（以下「本件浅所」という。）の存在を知っていたものの、GPSプロッターに表示された測深による水深の値を見て余裕水深があると思い、本件浅所を航行したところ、本件浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約0.8mであった。
分析	本船は、西南西進中、船長が、本件浅所の存在を知っていたものの、GPSプロッターに表示された測深による水深の値を見て余裕水深があると思い、本件浅所を航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西南西進中、船長が、本件浅所の存在を知っていたものの、GPSプロッターに表示された測深による水深の値を見て余裕水深があると思い、本件浅所を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・等深線をGPSプロッターに表示させて浅所に近づかないこと。